平成２６年（フ）第１７１号
兵庫県姫路市東辻井４丁目５番１―206号
名古山プラザ、従前の住所兵庫県姫路市辻井３丁目１番12号
債務者　たち花こと　立花　重夫
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１８６号
兵庫県姫路市土山６丁目２番８―301号　大塩マンション
債務者　山下　　隆
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３５号
奈良市左京２丁目２番地の227　20―506
債務者　中西　由美
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１３９号
奈良市三碓１丁目４番16号　藤川荘202号
債務者　吉本田鶴子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７５号
鳥取県鳥取市国府町麻生399番地
債務者　下河ひとみ
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９８号
広島市佐伯区千同１丁目25番22―105号
債務者　佐々木秀男
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４５号
広島県東広島市入野中山台１丁目３番２号
市営グリューネン入野Ｆ―２号
債務者　宅野麻智子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８号
広島県呉市広長浜５丁目１番２号
債務者　呉田　吉則
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第５９号
広島県呉市広長浜５丁目１番２号
債務者　呉田　淑甫
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第６３号
広島県呉市中央５丁目12番５号
債務者　相原　京子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４７号
山口県下関市一の宮町３丁目12番56―401号
オーヴィジョンα一の宮
債務者　長石　尚志
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
愛媛県四国中央市三島中央２丁目12番15号
債務者　井原　洋典
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第４８号
愛媛県四国中央市金生町山田井1391番地
城ヶ谷団地１棟14号
債務者　石村ゆかり
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第４９号
愛媛県新居浜市庄内町６丁目６番２号、前住所愛媛県西条市高田916番地133地先
債務者　長井多惠子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第５２号
愛媛県四国中央市三島宮川４丁目９番37号マンション東雲103号、前住所愛媛県四国中央市中曽根町257番地８
債務者　鈴木やよる
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第３８号
福岡県飯塚市川津76番地８
債務者　白石　吉晴
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第８号
福岡県直方市大字下境3826番地４　ＭＧタウンハウス４号
債務者　藤川　保美
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所直方支部